



1 治療方法について知りたい

【1】「標準治療」とは

がんの治療は、技術の進歩や医学研究の成果とともに変化します。現時点で得られている科学的な根拠に基づいた最もよい治療のことを「標準治療」と言います。

標準治療は、手術、薬物治療、放射線治療などをそれぞれ単独で、あるいはいくつかを組み合わせた方法で行われます。

ほとんどの種類のがんにおいて、手術、薬物治療、放射線治療以外の方法（温熱療法、代替療法（健康食品やサプリメント）など）は、科学的に有効性が確認されていません。

多くの場合は、「標準治療」を受けることが最もよい選択です。

【2】治療方法について

ア 手術

がんを外科的に切除します。切除する範囲を小さくしたり、手術方法を工夫したりすることによって、体への負担を少なく、治療後の合併症を最小限にするように手術の方針が決められます。

患者さんの状態や手術の方法により、入院期間は大きく異なりますが、最近では入院期間が短くなる傾向にあります。術後の回復が順調であれば、退院して外来通院で経過をみることも一般的になってきています。必ずしも「退院＝完治」ではないことを心に留めておいてください。

イ 放射線治療

放射線を照射することによって、がん細胞の増殖を抑えます。放射線治療の利点は、手術で体に傷を付けることなく、がんを小さくする効果を期待できることですが、がんの種類によって放射線治療の効きやすさや治りやすさは大きく異なります。

また、放射線治療には、X線による一般的な治療の他に、陽子や重粒子などの粒子放射線による粒子線治療があります。

陽子線治療

愛知県内では、名古屋陽子線治療センター、成田記念陽子線センターで陽子線治療が行われています。全てのがんに対して陽子線治療が適応(対象)となるわけではありません。可能かどうかについては、医師の診察が必要になります。

名古屋陽子線治療センター

(名古屋市立大学医学部附属西部医療センター地域医療連携センター内)

●住所：名古屋市北区平手町1丁目1番地の1

●電話：052-991-8121(代表)(完全予約制)

成田記念陽子線センター

●住所：豊橋市白河町78番地

●電話：0532-33-0033

ウ 薬物療法

化学療法(抗がん剤治療)、ホルモン療法(内分泌療法)、分子標的治療、分化誘導療法などが含まれます。薬物を使ってがん細胞の増殖を抑える治療です。

通常、薬物療法は、飲み薬や点滴・注射によって投与します。薬を投与する日と投与しない日を組み合わせて、入院あるいは外来で治療を行い、効果と副作用の様子をみながら続けます。

エ 免疫療法

免疫療法とは、免疫本来の力を回復させることによってがんを治療する方法です。

免疫療法はさまざまな治療法を含んだ言葉であり、科学的に有効性(治療効果)が証明されていないものも多く含まれています。

現在、効果が明らかにされ、診療ガイドラインに記載されて標準治療となっている治療方法は、免疫チェックポイント阻害剤やサイトカイン療法などの一部です。

オ がんゲノム医療

がんゲノム医療は、一般的には、①標準治療がないなどのまれながん（希少がん）、②原発不明がん、③標準治療終了後で、次の新たな薬物療法を希望する場合に検討される、遺伝子情報に基づくがんの個別化治療の1つです。

がんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、厚生労働大臣により、愛知県内では、名古屋大学医学部附属病院が、「がんゲノム医療中核拠点病院」として、愛知県がんセンターが「がんゲノム医療拠点病院」として指定を受けているほか、がんゲノム医療を行う「がんゲノム医療連携病院」が以下のとおり指定されています。

●がんゲノム医療中核拠点病院等一覧

(2025年7月1日現在)

区分	病院名	
がんゲノム医療 中核拠点病院	名古屋大学医学部附属病院	
がんゲノム医療 拠点病院	愛知県がんセンター	
がんゲノム医療 連携病院	病院名	連携先
	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院 名古屋医療センター 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院 中京病院 公立陶生病院 藤田医科大学病院 愛知医科大学病院 小牧市民病院 豊田厚生病院 岡崎市民病院 安城更生病院 豊橋市民病院	名古屋大学医学部附属病院
	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 一宮市立市民病院	愛知県がんセンター
	名古屋市立大学病院	国立がん研究センター中央病院

※がんゲノム医療を受けたいときは、まず担当医に相談しましょう。また、お近くのがん相談支援センター（7ページ参照）でも相談できます。

第4部

緩和ケアについて



1 痛みや心のつらさを和らげたい

【1】「緩和ケア」とは

緩和ケアとは、病気に伴う体の痛みや心のつらさを和らげることです。

緩和ケアは、がんと診断されたときから、必要に応じ行われるもので、入院、外来、在宅療養の場を問わず、いずれの状況でも受けることができます。

がん治療と並行して受ける緩和ケアは、主に「緩和ケアチーム」が担当します。緩和ケアチームは、体の痛みや心のつらさなどの治療の他、患者さんの社会生活や家族を含めたサポートを行うために、医師、看護師、薬剤師、栄養士、臨床心理士など、様々な職種のメンバーが関与しています。緩和ケアチームの診療を受けることで、担当医が変わることはありません。緩和ケアチームの診療は、担当医から勧められることもありますが、患者さんやご家族から希望することもできます。つらい症状が続いている場合は、我慢しないで緩和ケアを受けましょう。全てのがん診療連携拠点病院等には、緩和ケアチームがあります。

【2】自宅での緩和ケア（在宅緩和ケア）

緩和ケアに関連する治療の多くは、自宅でも入院中と同じように行うことができます。例えば、麻薬の処方や在宅酸素なども可能ですし、食事が摂れなければ、中心静脈栄養なども現在では自宅で行うことができます。これらに対応できる医療機関については、現在治療中の医療機関やがん相談支援センターなどにお尋ねください。

21ページの病院では、一定の基準を満たし、外来緩和ケアを行っています。

【3】緩和ケア病棟

がんの進行に伴う身体や精神的な症状があり、がんを治すことを目標とした治療(手術・放射線治療・薬物療法)が困難となったり、あるいは、これらの治療を希望しない方を対象とした施設に緩和ケア病棟(ホスピス)があります。緩和ケア病棟と一般の療養病棟の違いについては、次のようなものがあります。

- 身体と心の苦痛緩和に力をそそぐ
- 苦痛を伴う検査や処置を少なくしている
- 患者さん家族がくつろげるデイルームがある
- 面会時間の制限が少ない
- 患者さんの家族が過ごしやすい設備がある など

このため、愛知県内の緩和ケア病棟は原則個室となっています。個室には有料個室と無差額個室(個室料をとらない個室)があり、全ての緩和ケア病棟は、個室の半分以上に無差額個室を設けることになっています。緩和ケア病棟の入院費用も保険適用されますので、無差額個室であれば、一般の大部屋と同じ費用で入院できます(但し、無差額個室でも、1日1,500円程度の器械・電気使用料を設定しているところもありますので、詳しくは各医療機関にお問い合わせください)。なお、一般には入院までどの医療機関も数週間から数か月ベッドが空くまで待つ必要がありますので、注意してください。

入院までの流れは、まず緩和ケア病棟の外来予約を取るところから始まります。医療機関によっては、予約を個人の電話で受け付けるところと治療中の医療機関からのみ予約を受け付けるところとありますので、予め希望する医療機関に直接お問い合わせください。その後に外来受診(患者さんの体調が悪い場合は、ご家族だけでも構いません)に行き、入棟判定委員会を経て、緩和ケア病棟の対象となると判断されれば、ベッドの待機となります。なお、ベッドの空きができたときでも、まだ自宅で過ごすことが可能であれば、多くの場合、入棟の順番について、配慮してもらえます。

外来緩和ケア管理料を算定している病院

(2025年7月1日現在)

病院名	住所	電話番号
愛知県がんセンター	〒464-8681 名古屋市千種区鹿子殿1-1	052-762-6111
名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター	〒462-8508 名古屋市北区平手町1-1-1	052-991-8121
社会医療法人愛生会 総合上飯田第一病院	〒462-0802 名古屋市北区上飯田北町2-70	052-991-3111
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院	〒453-8511 名古屋市中村区道下町3-35	052-481-5111
独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-1-1	052-951-1111
名古屋大学医学部附属病院	〒466-8560 名古屋市昭和区鶴舞町65	052-741-2111
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院	〒466-8650 名古屋市昭和区妙見町2-9	052-832-1121
名古屋市立大学病院	〒467-8602 名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1	052-851-5511
みなと医療生活協同組合 協立総合病院	〒456-8611 名古屋市熱田区五番町4-33	052-654-2211
名古屋掖済会病院	〒454-8502 名古屋市中川区松年町4-66	052-652-7711
独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院	〒455-8530 名古屋市港区港明1-10-6	052-652-5511
独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	〒457-8510 名古屋市南区三条1-1-10	052-691-7151
総合病院 南生協病院	〒459-8540 名古屋市緑区南大高2-204	052-625-0373
公立陶生病院	〒489-8642 瀬戸市西追分町160	0561-82-5101
藤田医科大学病院	〒470-1192 豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	0562-93-2111
愛知医科大学病院	〒480-1195 長久手市岩作雁又1-1	0561-62-3311
一宮市立市民病院	〒491-8558 一宮市文京2-2-22	0586-71-1911
愛知県厚生農業協同組合連合会 稲沢厚生病院	〒495-8531 稲沢市祖父江町本甲拾町野7	0587-97-2131
春日井市民病院	〒486-8510 春日井市鷹来町1-1-1	0568-57-0057
小牧市民病院	〒485-8520 小牧市常普請1-20	0568-76-4131
愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院	〒483-8704 江南市高屋町大松原137	0587-51-3333
岡崎市民病院	〒444-8553 岡崎市高隆寺町五所合3-1	0564-21-8111
刈谷豊田総合病院	〒448-8505 刈谷市住吉町5-15	0566-21-2450
愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	〒466-8602 安城市安城町東広畔28	0566-75-2111

病院名	住所	電話番号
豊橋市民病院	〒441-8570 豊橋市青竹町八間西50	0532-33-6111
豊川市民病院	〒442-8561 豊川市八幡町野路23	0533-86-1111

愛知県内の緩和ケア病棟（※）

（2025年7月1日現在）

病院名	病床数	住所	電話番号
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院	20床	〒453-8511 名古屋市中村区道下町3-35	052-481-5111
みなと医療生活協同組合 協立総合病院	16床	〒456-8611 名古屋市熱田区五番町4-33	052-654-2211
名古屋掖済会病院	19床	〒454-8502 名古屋市中川区松年町4-66	052-652-7711
総合病院 南生協病院	20床	〒459-8540 名古屋市緑区南大高2-204	052-625-0373
医療法人済衆館 済衆館病院	20床	〒481-0004 北名古屋市鹿田西村前111	0568-21-0811
津島市民病院	18床	〒496-8537 津島市橘町3-73	0567-28-5151
愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	18床	〒498-8502 弥富市前ヶ須町南本田396	0567-65-2511
藤田医科大学病院	37床	〒470-1192 豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	0562-93-2111
医療法人財団愛泉会 愛知国際病院	20床	〒470-0111 日進市米野木町南山987-31	0561-73-7721
一宮市立市民病院	14床	〒491-8558 一宮市文京2-2-22	0586-71-1911
一宮西病院	20床	〒494-0001 一宮市開明字平1	0586-48-0077
医療法人徳洲会 名古屋徳洲会総合病院	18床	〒487-0016 春日井市高蔵寺町北2-52	0568-51-8711
小牧市民病院	14床	〒485-8520 小牧市常普請1-20	0568-76-4131
愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院	20床	〒483-8704 江南市高屋町大松原137	0587-51-3333
公立西知多総合病院	20床	〒477-8522 東海市中ノ池3-1-1	0562-33-5500
愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	17床	〒470-0396 豊田市浄水町伊保原500-1	0565-43-5000
トヨタ記念病院	14床	〒471-0821 豊田市平和町1-1	0565-28-0100
岡崎市民病院	20床	〒444-8553 岡崎市高隆寺町五所合3-1	0564-21-8111
刈谷豊田総合病院	20床	〒448-8505 刈谷市住吉町5-15	0566-21-2450
愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	17床	〒446-8602 安城市安城町東広畔28	0566-75-2111
独立行政法人国立病院機構 豊橋医療センター	24床	〒440-8510 豊橋市飯村町字浜道上50	0532-62-0301
成田記念病院	32床	〒441-8029 豊橋市羽根井本町134	0532-31-2167

（※）2025年7月1日時点で、東海北陸厚生局「届出医療機関名簿（届出項目別）」に病床数の記載がある医療機関

第5部

療養生活について



1 自宅で療養を続けたい

入院治療が終わり自宅で療養する、あるいは社会復帰に向けての準備を進める際に参考となる窓口を紹介します。

【1】在宅療養

ア 在宅療養についての全般的な相談について

在宅療養についてのご相談は、各がん診療連携拠点病院等へお問い合わせください。

問い合わせ先	各がん診療連携拠点病院等の相談支援センター または入院中の医療機関の医療相談室・退院調整室 など
--------	--

イ 対応できる在宅医療について

お近くのクリニックで対応できる在宅医療（訪問しての医療）については、下記のホームページから検索できます。（ただし、全てのクリニックを網羅しているものではありませんので、ご注意ください。）

名古屋市医師会 医療機関検索	https://search.ishikai.nagoya
厚生労働省医療情報ネット(ナビ)	https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize

【2】介護サービス・障害福祉サービスなど

ア 介護サービスについて

愛知県内で受けられる介護関連の事業所（訪問介護、訪問看護、福祉用具、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションサービスなど）が検索できます。

介護サービス情報公表システム	https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php
----------------	---

イ 介護保険についての相談・申請

介護保険についてのご相談は、お住まいの各市町村等にお問い合わせください。

対象者	①65歳以上の被保険者で、入浴・排泄・食事等の日常生活動作について、常に介護が必要な方、あるいは家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な方。 ②40～64歳までの被保険者（医療保険加入者）で、末期がん、初老期の認知症など16の特定疾病に該当し、介護や支援が必要な方。
受けられるサービス	要介護認定の区分を基本に、介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談し、利用者の選択により、次のようなサービスが受けられます。 【在宅サービス】訪問介護、訪問入浴、訪問看護、リハビリ、ショートステイなど 【施設サービス】特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設
問い合わせ先	各市区町村介護保険担当課、その他、地域包括支援センターや在宅介護支援センターでも相談することができます。相談窓口については、次で検索できます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/guidebook.html

ウ 障害福祉サービスについて

がんの治療に伴い、身体障害などにより介護が必要となる場合は、障害福祉サービスを受けられることもありますので、お住まいの各市町村にお問い合わせください。

問い合わせ先	各市区町村福祉担当課 その他相談窓口については、以下で検索できます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000054659.html
--------	--

エ 車いすの貸し出しについて

車いすのレンタルについては、介護保険が優先となりますが、社会福祉協議会等の中には、短期間（1か月程度）であれば、車いすを貸し出してもらえるところがあります。お住まいの社会福祉協議会等にお問い合わせください。

問い合わせ先	各市区町村社会福祉協議会
--------	--------------



1 医療費の負担を減らしたい

治療のため医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合などでは、次のような制度を利用することができます。

【1】高額療養費制度

長期にわたるがんの治療は予想以上に医療費が高額で、経済的に悩んでしまうことがあります。

公的保険制度には、高額療養費制度があり一定の自己負担額までの支払いで済むようになっています。

ア.70歳未満の方

いったん医療機関で3割の支払いをし、後日保険者に申請すれば、自己負担限度額を超えた分については、払い戻しが受けられます。

ただし、あらかじめ加入している健康保険の保険者から「(高額療養費)限度額適用認定証」を交付してもらい、医療機関に提示すれば、自己負担額のための支払いで済みますので、早めの手続きをお勧めします。

イ.70歳以上の方

その月の医療費をすべて合計し、自己負担限度額以上になれば、高額療養費制度を利用することができます。「高齢受給者証」又は「後期高齢者医療被保険者証」を提示することにより、窓口での支払いを限度額までにとどめることができます。

ただし、低所得者(市町村民税非課税世帯)の方は、あらかじめ加入している保険者より「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付してもらう必要があり、認定証を医療機関で提示することにより、支払額を自己負担限度額までにすることができます。また、入院時食事代も一食あたり510円から240円に減額されます。

高額療養費制度の問い合わせ先

高額療養費制度の問い合わせ先については加入している保険者で問い合わせ先が異なります。

医療保険の種類		対象者	問い合わせ先
健康保険	組合管掌健康保険	健康保険組合に加入した会社に所属する社員及びその扶養家族	各健康保険組合 担当窓口
	全国健康保険協会 管掌健康保険 (協会けんぽ)	健康保険組合に加入していない会社に所属する社員及びその扶養家族	全国健康保険協会 愛知支部 TEL:052-856-1490
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険等を脱会した人	市区町村の担当窓口
		国保組合を組織する業種で働く人	各国保組合担当窓口
共済組合		公務員、一部の独立行政法人職員、日本郵政職員、私立学校教職員	各共済組合担当窓口
船員保険		一定基準以上の客船・貨物船の船員	全国健康保険協会船員保険部 TEL:03-6862-3060
後期高齢者医療 広域連合		75歳以上の方または65歳以上75歳未満で一定の障害のある方	市区町村の担当窓口 愛知県後期高齢者医療 広域連合

自己負担限度額(70歳未満の方)

区分	所得	ひと月の上限額(世帯ごと)※1	多数該当 ※2
ア	標準報酬月額83万円以上の方 報酬月額81万円以上の方	252,600円+ (総医療費※3－842,000円)×1%	140,100円
イ	標準報酬月額53万円～79万円の方 報酬月額51万円5千円以上～ 81万円未満の方	167,400円+ (総医療費※3－558,000円)×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28万円～50万円の方 報酬月額27万円以上～ 51万円5千円未満の方	80,100円+ (総医療費※3－267,000円)×1%	44,400円
エ	標準報酬月額26万円以下の方 報酬月額27万円未満の方	57,600円	44,400円
オ	被保険者が市区町村民税の 非課税者等	35,400円	24,600円

※1 ・ここという世帯とは、同じ保険に加入されている方を指します。

・医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、入院・外来それぞれに分けて計算します。

・同一の医療機関などにおける自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関などにおける自己負担(21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が負担の上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

※2 診療を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※3 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

自己負担限度額(70歳以上の方)

被保険者の所得区分		ひと月の上限額	
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)※1
① 現役並み所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数該当: 140,100円】	
	現役並みⅡ (標準報酬月額53万円～79万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数該当: 93,000円】	
	現役並みⅠ (標準報酬月額28万円～50万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数該当: 44,400円】	
② 一般所得者 (①および③以外の方)		18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 【多数該当: 44,400円】
③ 低所得者	Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(※3)		15,000円

※1 ここでいう世帯とは、同じ保険に加入されている方を指します。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※3 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

【2】障害者医療費助成制度

心身に重度の障害がある方が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です。

対象者 (右のいずれかに該当する方)	●身体障害者1級～3級の方(腎機能障害は4級まで、進行性筋萎縮症は6級まで対象) ●IQ50以下の方 ●自閉症状態と診断されている方 ●精神障害者1級、2級の方 ●市町村によっては対象者を拡大しているところがあります。
適用条件	名古屋市については、所得制限があります。
問い合わせ先	各市区町村福祉医療担当課など

【3】ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の方が病院などで受診したとき、医療費の自己負担額を助成する制度です。ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図り、適切な医療を確保することを目的として県内の各市区町村において実施されています。

対象者	●ひとり親家庭の18歳以下の児童とその児童を扶養している母又は父 ●両親のいない18歳以下の児童
適用条件	所得制限があります。
問い合わせ先	各市区町村福祉医療担当課など



2 生活に関わる支援を受けたい

療養のために働けないことで収入が減少したり、治療のため医療費が高額になったり、経済的に不安がある場合、次のような制度を利用することができます。

【1】傷病手当金

被保険者が病気や業務外のけがで働くことができず、事業主（会社）から給与を受けられない場合に支給されます（標準報酬日額の3分の2）。支給期間は支給を開始した日から通算して1年6か月間です。

対象者	傷病手当金を受けるためには、次の4つの条件がすべて満たされていることが必要となります。 (1) 病気やけがで療養のために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続（待機期間という）して仕事を休んでいること。 (4) 給与の支払いがないこと。 (ただし、給与が一部だけ支給されている場合は、 傷病手当金から給与支給分を減額して支給されます。)
手続き	担当医師の証明と事業主（会社）の証明が必要になります。
問い合わせ先	全国健康保険協会支部、健康保険組合、共済組合

(注) 国民健康保険にはこの制度はありません。(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は除く)

【2】生活福祉資金の貸付

一定の所得額以下の世帯や障害者の方がいる世帯、日常生活上の介助が必要な65歳以上の方がいる世帯などに対して、民生委員の生活援助指導のもとに無利子や低利子で資金貸付を行います。

対象世帯	●一定の所得額以下（概ね市町村民税非課税程度）の世帯。 ●日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯。 ●身体障害、知的障害または精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯。
利用条件	愛知県内に住民登録していること。 ●貸付を受ける資金によって利用条件が異なります。 (詳しくは、各市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。)
問い合わせ先	各市区町村社会福祉協議会

(※) 貸付には審査があり、申込から資金交付まで約1ヶ月かかります。
なお、状況によっては貸付を受けられない場合があります。

【3】生活保護

国で保障する最低生活費に対し、収入（年金や給与など）が満たない場合、足りない分を扶助する制度です。ただし、利用しうる資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とします。

細かい基準がありますので、市区町村の生活保護担当窓口にご相談ください。

【4】医療費の控除

本人または家族（税法では、「生計を一にする親族」といいます）が、1年間（1月1日～12月31日）で、一定額を超える医療費を支払った場合、確定申告により、税金が還付されます。

控除額の計算方法	その年に支払った医療費から「保険金で補てんされる金額」を差し引きます。 そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度200万円と定められています。
申告等の方法	医療費控除に関する事項、その他の必要な事項を記載等した確定申告書を所轄の税務署に提出してください。 （詳しくは居住地を管轄する税務署にお問い合わせください。）
申告時期	医療費を支払った年の翌年1月1日から5年間
問い合わせ先	居住地を管轄する税務署

3 その他制度について知りたい

病気やけがのために一定の障害が生じた場合に受けることができる制度があります。

【1】障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金)

病気などで重度の障害が残った65歳未満の方に、年金を早くから支給する制度です。人工肛門(永久)や喉頭を摘出した方や日常生活で介助が不可欠だったり、生活や仕事に著しい制限を受けることになった方が受給できる場合があります。

対象者	障害年金を受けるためには、次の3つの条件がすべて満たされていることが必要となります。 (1) 障害の原因となった傷病の初診日が国民年金・厚生年金保険の被保険者期間中にあること。 (2) 初診日の前日までに一定期間の保険料が納付されていること。 (3) 障害認定日 ^(※) において、障害の程度が政令に定められた一定の基準以上の状態であること。 ※障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った場合には治った日(その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む)
手 続 き	担当医の診断書等が必要となります。 詳しくは以下の問い合わせ先に確認してください。
問い合わせ先	市区町村の年金課、年金事務所、共済組合

【2】身体障害者手帳

病気やけがで一定の障害が残り、日常生活に制限を受ける場合に申請することができます。自立支援医療、補装具の給付、ホームヘルパー、ショートステイなどのサービスを利用することができます(障害の程度によって、受けられるサービスは異なります)。等級によっては、医療費の助成の対象となります。

対象者	身体障害者福祉法に定める身体上の障害のある方が対象となります。 詳細については、各市区町村にお問い合わせください。 【障害の種類】(いずれも一定以上で継続することが条件となります。) ●視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害、肢体不自由 など
手 続 き	身体障害者手帳指定医の診断書等が必要となります。 詳しくは以下の問い合わせ先に確認してください。
問い合わせ先	各市区町村福祉担当課